

BASE Vol.119

実践的基礎知識 決算書の読み方編(10)
 <投資可否分析②>

2020/06/25

投資可否分析②

前回は財務諸表分析に基づく投資可否分析の手順として、まず資産を区別し、運用対象資産を把握することについて解説しました。今回は運用対象資産を把握した後のステップとして、「最大許容損失額」と「実際許容損失額」の考え方について解説します。

最大許容損失額の考え方

貸借対照表(B/S)上の区別をしたうえで、運用対象資産を時価評価したときの最大許容損失額を考えます。

運用で損失が発生した場合、運用対象資産と純資産が同額だけ失われることになります。こうした損失発生に見舞われた場合でも資金ショートを回避するためには、流動負債相当の流動性(支払原資)は確保しておく必要があります。

従いまして、「運用対象資産の時価合計」から「流動負債」を差し引いた金額が「最大限負担できる損失額(最大許容損失額)」ということになります(図表1)。

図表1:最大許容損失額のイメージ図



最大許容損失額 = 運用対象資産の時価合計 - 流動負債

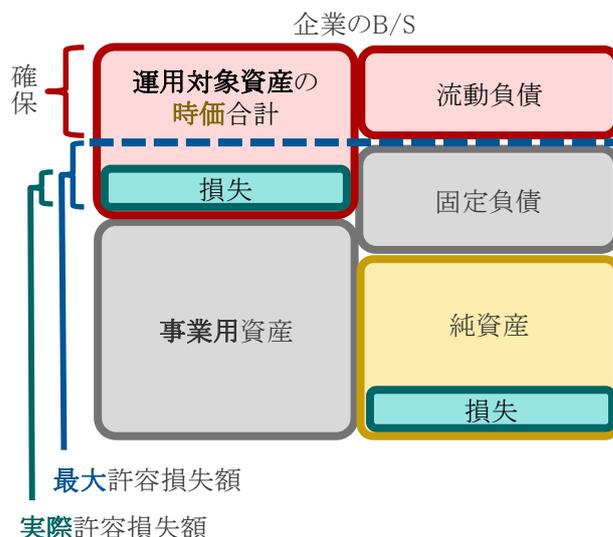
実際許容損失額の考え方

実際に運用提案を行う場合には、期間利益の確保(税引前当期純利益の範囲内)や資金繰り計画なども併せて検討し、上記で算出した最大許容損失額の範囲内で実際に負担できる損失額(実際許容損失額)を把握する必要があります(図表2)。

実際許容損失額を把握する場合には、予め経営者にインタビューを行い、運用に対する考え方や経営計画等を十分に理解しておくことが重要です。

こうして財務諸表分析から得られた「実際許容損失額」と、商品/ポートフォリオ分析から得られた「想定最大損失率」を併せて検討することで、顧客の意向を踏まえた最適な資産運用提案を行うことができます。

図表2:実際許容損失額のイメージ図



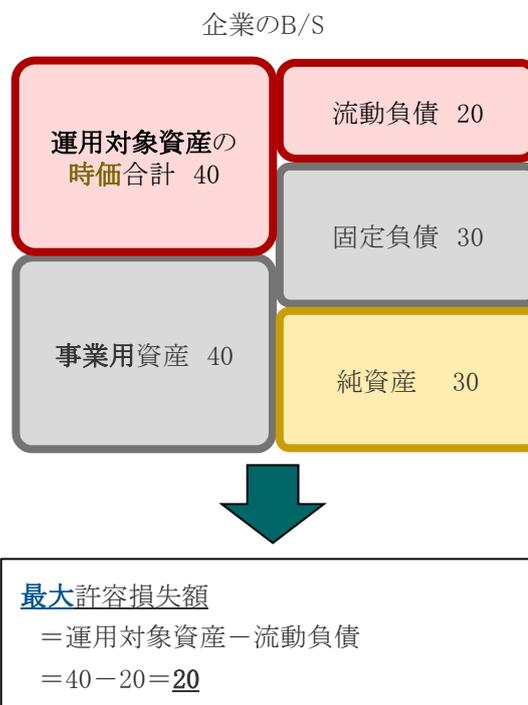
当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。

許容損失額の計算例

ここまでの解説を踏まえ、最大許容損失額の計算例(図表3)と、実際許容損失額の計算例(図表4)を掲載しました。実際のコンサルティングをイメージしながらご確認ください。

図表3:最大許容損失額の計算例



図表4:実際許容損失額の計算例

企業のP/L

区分	金額
売上高	
売上原価	
販売費及び一般管理費	
}	}
税引前当期純利益	5
}	}
税引後当期純利益	3

↓

実際許容損失額
 税引前当期純利益を確保する
 ⇒ 実際許容損失額: 5 < 最大許容損失額: 20
 ⇒ 許容損失額は 5 を採用